平成２９年（フ）第１１号
函館市美原２丁目27番９号
債務者　遠山亜木子
1　決定年月日時　平成29年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１号
岩手県一関市大東町猿沢字千ノ平43番地
債務者　菅原　里子
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第１８３号
山形市南原町２丁目４番10―701号　ベルガモット
債務者　佐**藤**　美佳
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０１号
山形県西村山郡河北町谷地字東96番地１　東団地３－１－３、前住所山形県天童市三日町２丁目６番10号　コーポ・ラ・ポーム　Ａ―106号
債務者　大場しのぶ
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７号
沖縄県宮古島市平良字松原521番地６　メゾンさち２－Ｃ
債務者　小祿　涼子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２８年（フ）第３４２号
盛岡市三ツ割４丁目６番10号　ベアヴァレーＢ203号
債務者　高橋　由美
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第５５１９号
大阪府茨木市橋の内２丁目３番38号
債務者　阿部真寿美
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５２９号
大阪府守口市金田町３丁目12番３号
債務者　赤木　　聖
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２６４号
東京都多摩市百草1148番地の５ホワイトウイングⅠ．M107
債務者　藤田　孝幸
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月22日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５９１号
栃木県宇都宮市鶴田町2150番地
債務者　平野　　昇
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１２２４号
東京都八王子市小比企町539番地６椚田東マンション202号
債務者　黒岩　裕子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４３１号
岡山市南区芳泉４丁目19番８号コーポサンライズ６号
債務者　中島友美子
1　決定年月日時　平成29年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５２１号
岡山市南区藤田1537番地
債務者　岩藤　智好
1　決定年月日時　平成29年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５４２号
岡山市北区辰巳37番地103辰巳ハイツ107、旧住所岡山市北区辰巳37番地103
債務者　小野　　稔
1　決定年月日時　平成29年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５５８号
岡山市北区原1603番地３
債務者　八尾　伸一
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５０号
長崎県南島原市深江町乙1709番地３
債務者　吉田　和矢
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午後２時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係